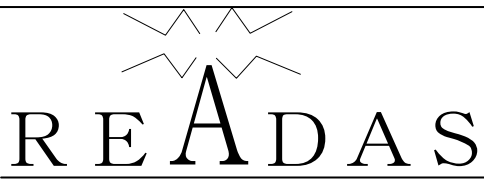


第 5279 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月31日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 会議費の範囲

**Q**：会議費は、交際費に含まれないとのことですが、会議費として認められる範囲は、どのようなものになりますか？

**A**：次のようなものになります。

### 【解説】

会議費とは、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」をいい、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用がこれに該当するとされています。会議費についての注意点は、次のとおりです。

- ①社内又は通常会議を行う場所とは、場所を規制したものではなく、昼食程度の意味を表しているものですので、会議の実体があれば食堂やレストランであってもかまいません。
- ②通常供与される昼食程度の飲食物とは、飲食物の程度を表しているにすぎませんので、その飲食等が夕食であったとしても、昼食程度のものであればよいことになります。また、金額的な目安は特に示されていませんが、ランチ程度以下で常識的な範囲内ということになり、実質によって判断されることとなります。
- ③会議には、社員だけの会議のほか、来客との商談や打合せ等も含まれますので、この場合に供与する昼食程度の飲食物も交際費には該当しません。

